

JA香川県ポイントサービス会員規約

この規約は、会員と香川県農業協同組合（以下、「当JA」といいます。）との間で、当JAが会員の取引内容に応じて当JA所定の基準で提供する「JA香川県ポイントサービス」（以下、「ポイントサービス」といいます。）に関する取扱いを定めたものです。会員への申込みにあたっては次の条項に同意したものとします。

第1条 会員資格

会員とは、「JA香川県ポイントサービス会員規約」（以下、「本規約」といいます。）を承認のうえ、当JA所定の方法にて「JA香川県ポイントサービス会員入会申込書」（以下、「入会申込書」といいます。）を提出し、ポイントサービスへの入会申込を行い、当JAが入会を認めた18歳以上の個人の方をいいます。

なお、同一人で複数の会員資格を取得することはできません。

第2条 入会方法

所定の入会申込書に必要事項（住所、氏名、生年月日、電話番号等）を全てご記入いただき、ご本人が申込みするものとします。

第3条 入会金・会費

当JAのポイントサービスの入会金・会費は無料です。

第4条 ポイントカード

会員には、「JA香川県ポイントカード」（以下、「ポイントカード」といいます。）を発行します。

第5条 ポイントの付与・還元・有効期限

1. ポイントサービスは、当JAの事業利用等に応じてポイントが付与され、会員は付与されたポイントを当JA所定のポイント還元にご利用することができます。なお、対象となる事業、取扱店舗、その他取引に関する詳細については、当JAが定めるポイント付与・還元基準並びに取扱店舗一覧をご確認ください。
2. ポイントの付与は、ポイントサービス入会以降の取引が対象になります。
3. ポイントの有効期限は、当該ポイントの付与日から起算して2年を経過した後の最初の3月末日となります。

第6条 届出事項の変更

会員の住所、氏名、電話番号等の届出事項に変更があった場合には、速やかにポイントカード取扱店舗に届出ください。届出がない場合は、ご連絡・通知が届かず、ポイントサービスを受けられない場合があります。また、この届出を怠ったことにより生じた損害については、当JAは一切の責任を負いません。

第7条 ポイントカードの紛失・盗難・破損および再発行等

1. ポイントカードを紛失・盗難されて、第三者にカードを不正に使用されるおそれがある場合には、当JA所定の書面または電話によりポイントサービスの利用停止を届出ください。この場合、ポイントサービスの利用を一時的に停止します。なお、ポイントサービスの利用再開の手続きについては、当JA所定の書面により届出ください。
2. ポイントカードを紛失・盗難・破損された場合は、再発行の手続きが必要となりますので、当JA所定の書面により届出ください。
3. ポイントカードが再発行された場合、旧ポイントカードのポイント残高は新しいポイントカー

ドに引き継がれます。但し、紛失・盗難等によりポイントサービスの利用停止を届出した場合は、当 J A によるポイントサービスの利用停止措置が完了した時点のポイント残高が、再発行されたポイントカードに引き継がれるものとします。なお、紛失・盗難の届出がなくポイントカードを第三者により使用された場合、また、届出があっても利用停止が反映されるまでにポイントカードが第三者により使用された場合、その他何らかの損害が生じた場合でも、当 J A は一切の責任を負いません。

4. ポイントカードの再発行には、手数料がかかる場合があります。

第 8 条 事故防止を目的とした本人確認

会員申込み、ポイントサービスのご利用並びに再発行の手続きに際して、不正取得による事故防止および不正使用防止を目的として、必要に応じて本人確認書類のご提示をお願いする場合があります。

第 9 条 ポイント残高の失効

1. 会員を退会された場合、ポイントの残高は失効となります。
2. 会員が死亡された場合、ポイントの残高は失効となります。
3. ポイントの有効期限が経過した場合、当該ポイントは失効となります。
4. 当組合がポイントサービスの提供を取り止めた場合、ポイントの残高は失効となります。

第 10 条 ポイント残高等にかかる禁止行為

本規約に基づく会員資格、ポイント残高等の一切について、譲渡、質入、または第三者への貸与等はできません。

第 11 条 退会および会員資格の喪失

1. 会員はいつでも退会を届出ることができます。ただし、退会の通知は、当 J A 所定の書面により届出るものとします。
2. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当 J A は予告なしに本規約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができます。
 - ①入会時に虚偽の記載・申告を行ったことが判明した場合。
 - ②会員が暴力団員、暴力団員でなくなつてから 5 年を経過していない者、暴力団関係団体またはそのほか反社会的勢力の構成員および関係者並びに暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の構成員、その他これらに準ずる者であることが判明した場合。
 - ③会員が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当 J A の信用を毀損し、または当 J A の業務を妨害する行為、そのほかこれらに準ずる行為を行った場合。
 - ④会員が当 J A に対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合。
 - ⑤会員が本規約や当 J A の他の取引約定に違反した場合。
 - ⑥住所変更の届出を怠るなど、会員の責めに帰すべき事由によって当 J A において当該会員の所在が不明であると判断した場合。
 - ⑦上記の他、当 J A が会員として不適格と判断した場合。

第 12 条 本規約およびサービス内容の改定・廃止

1. 本規約およびポイントサービスの内容は、当 J A の都合で随時、事前予告なく改定または廃止する場合があります。規約の改定日以降は改定後の規約に従うものとし、この改定によって生じた損害については、当 J A は一切の責任を負いません。
2. 本規約の改定、最新のポイント付与・還元基準並びに取扱店舗に関する情報は、当 J A のホー

ムページで告知します。

第13条 個人情報の取扱いに関する重要事項

1. 会員は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が入会申込時および入会後に当J Aに届出した事項およびポイントサービスの利用履歴・お問合わせ内容等の情報（以下、「個人情報」といいます。）を、当J Aが必要な保護措置を行ったうえで次のとおり利用することに同意します。

(1) 会員の個人情報については、当J Aとポイントサービスの運営にかかる次の委託先が相互に提供し、次の目的で利用します。

【委託先】

委託先名称：全国農業協同組合中央会、香川県信用農業協同組合連合会、
全国共済農業協同組合連合会香川県本部、株式会社香川県農協電子計算センター

【利用目的】

- ①ポイントサービスの管理・運營業務およびポイントカードの発行業務およびその発行可否の判断。
- ②当J Aが委託先と連携して行うポイントサービスの運営や研究、開発。
- ③当J Aが取扱う信用・共済・営農・経済等各事業に付随するその他の商品・サービスに関するご提案やご案内およびこれらの研究や開発。
- ④上記③記載の商品やサービス等の提供に際して、当J Aが行う判断、各種リスクの把握および管理。

【情報範囲】

会員の住所、氏名、生年月日、電話番号等の申込書に記入、申告された事項。

(2) 当J Aは、法令、裁判手続きその他の法的手続き、または監督官庁により、ポイントサービス会員の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

(3) 当J Aは、本規約に基づくポイントサービスの業務を上記以外の第三者に委託する場合には、当該業務委託先に業務遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託できるものとします。

第14条 免責事項

1. システム障害等により予告なくポイントサービスの取扱いが不能となった場合、それにより生じた損害について当J Aは一切の責任を負いません。
2. 災害・事変等当J Aの責めに帰すことができない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、ポイントサービスの取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当J Aは一切の責任を負いません。

第15条 合意管轄

会員と当J Aの間で紛争が生じたときは、当J Aの本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条 お問合わせ窓口

ポイントサービスのお問合わせ窓口は次のとおりとなります。

【J A香川県ポイントサービス事務局】

TEL：0120-680-060

平成29年3月1日
香川県農業協同組合

■ J A 香川県ポイント付与・還元基準、取扱店舗一覧（2017.12.1～）

●ポイントの付与について。（付与基準）					
対象事業等	ポイント付与項目	基準単位	付与ポイント	ポイント付与の時期	条件
農産物直売所 （基本付与）	商品購入	購入金額 200 円（税抜き） につき ※商品は税込表示となっております。 ※クレジット・電子マネー払い可。	1	購入時	JA 香川県ポイントカードの提示。
3倍デー	毎月 3日、13日、 23日の商品購入	購入金額 200 円（税抜き） につき ※商品は税込表示となっております。 ※クレジット・電子マネー払い可。	3	購入時	①JA 香川県ポイントカードの提示。 ②付与ポイントには基本付与（1ポイント）を含む。

●ポイントの使用について。（還元基準）

1ポイント=1円、1ポイントから取扱店舗での代金のお支払いにご利用できます。

●ポイントサービスの取扱店舗は次のとおりです。（取扱店舗一覧）

ファーマーズマーケット「讃さん広場」、「JA産直 空の街」、「小豆ふれあい産直市場」、「夢ハウス協栄」、「善通寺産直ふれあい市」、「高瀬ふれあい産直市」、「産直フルーツの里」、「グリーンピア岡本」。

●ポイントの有効期限について。

ポイントの有効期限は、当該ポイントの付与日から起算して2年を経過した後の最初の3月末日となります。